

第44回岡山県人権政策審議会 議事録【概要】

○開催概要

1 日 時 平成30年10月22日（月）14：00～15：54

2 場 所 ピュアリティまきび（岡山市）

3 出席者

◆委員（五十音順、敬称略）／出席委員13名

青木美憲、市場恵子、川島聡、清野幸代、近藤理恵、進藤貴子、角田みどり、
田村久美、塚本千秋、筒井愛知、花田文甫、槇尾真佐枝、薬師寺明子

◆岡山県／出席17名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、子ども家庭課長、指導監査室長、
長寿社会課長、障害福祉課総括参事、国際課長、健康推進課長、情報政策課長、
くらし安全安心課長、保健福祉課長、人権教育課長、人権施策推進課長、
人権施策推進課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部長あいさつ

委員の皆様には、7月の豪雨災害により人権政策審議会を急遽延期させていただきご迷惑をお掛けした。大変お忙しい中、人権政策審議会にご出席いただきお礼を申し上げます。また、本県の人権施策の推進については、平素から格別のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、最近の人権に関わる動向としては、障害者差別解消法やいわゆるヘイトスピーチ解消のための法律、部落差別解消法が成立するなど相次いで人権に関わる法律が整備され、環境も変化してきている。

また、依然として女性に対する暴力、子どもや高齢者・障害のある人への虐待やいじめが発生する一方、最近ではセクシュアルハラスメントやパワー・ハラスメント、LGBTがマスコミに取り上げられることが増えており、人権問題はますます複雑・多様化している状況である。

このような中、県では、当審議会から答申をいただき策定した「第4次岡山県人権政策推進指針」に基づき、すべての人々が社会の一員として互いに尊重し支え合いながら、明るい笑顔で暮らす「共生社会おかやま」の実現に向けて、各種人権施策を総合的に推進している。

本日は、委員改選後の最初の会議ですが、改選に伴い、平松会長ほか4人の委員が退任され、新たに5人の方々に委員にご就任いただいた。この場には不在だが、退任された各委員には、長年にわたり本審議会において大変貴重なご意見を賜りましたことを、厚くお礼申し上げます。

また、新任の各委員には、委員就任に際して、ご多忙にも関わらずご快諾いただきお礼を申し上げます。是非とも忌憚のないご意見をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、会長・副会長の選任をいただいた上で、第4次岡山県人権政策推進指針に示されている、主な人権課題に係る県の取組状況について、関係各課から説明のあと、ご意見・ご質問を頂戴することとなっている。

どうぞ、皆様方には、忌憚のないご意見をいただき、有意義な会議となるようお願いする。

2 議 題

(1) 会長・副会長の選任

事務局案を求める発言があり、事務局から、会長に〇〇委員、副会長に〇〇委員、〇〇委員を提案したところ、出席委員の承認を受け、選任された。

(〇〇委員)

ご指名により、会長及び副会長に就任した3名を代表して、ご挨拶を申し上げます。

当審議会は、平成9年に設置されて以来、人権が尊重された社会の実現を目指すため、人権政策に関する重要事項について調査審議し、知事に意見を具申する機関であり、平成27年度には、「第4次岡山県人権政策推進指針」策定にあたり、当審議会から知事に答申をしたところだ。

本日の審議会では、各人権課題に関する行政説明をお聞きした上で、今後の県の人権施策推進の参考となるよう、積極的に意見を述べ、審議してまいりたいと考えるので、委員の皆様のお力添えをいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 行政説明

～行政説明資料に基づき、関係各課長から説明～

(事前質問に対する回答)

○質問1 資料12ページ関連

DVとデートDVの配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が漸減しており、逆に警察署への相談が増えているようだが、何か判明している要因はあるのか。

○回答1

(男女共同参画青少年課長)

詳しい分析まではできていないが、警察が緊急を要する場合の通報相談先としての認知が進んだことであるとか、各センターにおいて少ない相談回数で適切な支援機関等へ引き継ぐなど迅速な対応ができたことが要因ではないかと考えている。

○質問2 資料12ページ関連

男性への電話相談窓口が継続して設けられていることは望ましいと思う。相談件数などの実績はどのような状況か。

○回答2

(男女共同参画青少年課長)

平成29年度の相談件数は28件で、うちDVに関するものが3件であった。相談件数が少ないようだが近年増加傾向にある。今後とも、男性相談窓口も含めて、相談窓口の周知に努めてまいりたい。

○質問3 資料18、34～35ページ関連

青少年のスマホ・ネット問題への対応について、このたび疾病に認定されつつあるゲーム依存症への早期対応、防止・啓発は、事業の中にどのように位置づけられているのか。

○回答3

(人権教育課長)

県教委ではスマホ・ネット問題について総合的効果的に対応するため、ゲーム依存も含めたネット依存について未然防止・早期対応に向けた取り組みを行っており、具体的な取り組みとしては、平成28から29年度の2年間、精神科医、臨床心理士、大学教授や学校関係者を委員として、ネット依存研究委員会を設置して研究を行い、平成30年3月にネット依存防止マニュアルを作成し、各種研修会等を開催して未然防止や早期対応の必要性を周知している。

○質問4 資料22ページ関連

以前、若年性認知症の方のご家族数人から聞き取りをおこなった際、診断、情報提供、家族支援等において、医療機関の対応の差が大きいとの話をよく聞いた。医療に携わる方への若年性認知症についての研修は今後拡充されるのか。

○回答4

(長寿社会課長)

認知症サポート医のフォローアップ研修を平成29年度から実施しており、30名を超える参加があり、その中で、若年性認知症についての研修を実施している。今後、かかりつけ医認知症対応力向上研修等においても、若年性認知症についての研修の実施を検討したいと考えている。

○質問5 資料23～24ページ関連

障害のある人の所得向上への取り組みもこの事業において行われているとのことだが、このたびの就労継続支援A型事業所の経営悪化等の問題へは県として今後重点を置く予定はあるのか。

○回答5

(障害福祉課総括参事)

県内の多くのA型事業所が生産活動による収益だけでは利用者の賃金を賄えておらず、

経営改善が必要な状況であることから、経営者向けのセミナーの開催や専門家による経営診断、経営改善計画策定支援を行うなど経営改善に向けた支援を行い、利用者が安心して就労できる環境の整備を重点事業として行っている。平成29年度は、この経営診断を受けた事業所が9箇所、今年は、災害により少し事業が遅れていたが、現在、経営診断、計画策定支援、ブランディング技術供与などを合わせて、5つの事業所が支援を受け、取り組んでいる。

○質問6 資料23～24ページ関連

障害がある人の自立、社会参加促進において、個人への相談支援に加え、その方々が所属する学校・企業等への相談支援や制度的サポートはどこでしているのか。

○回答6

(障害福祉課総括参事)

障害がある人が所属する学校へのサポートは県教育委員会において行われている。近隣の学校から要請に応じて特別支援学校の教員が各学校へ指導助言を行っているほか、学校等に専門指導員や専門家チームを派遣する専門指導員派遣事業や就労支援コーディネーターを中心に高等学校において特別な支援を必要としている生徒の就労等に関する支援を行う高等支援学校等就労支援充実事業を実施している。

次に企業に関しましては、主に岡山労働局やハローワーク、岡山障害者職業センター等が支援を行っており、支援の内容としては、ハローワークでは、事業主に対して雇用管理上の配慮等についての助言や専門機関の紹介のほか、各種助成金の案内を行っている。また岡山県障害者職業センターではハローワーク等と連携を取りながら、障害のある人の採用から配置、職場定着に至るまで、事業主に対する相談や情報提供、指導方法の助言、従業員向けの研修などを行い、雇用管理に関する専門的な助言、援助等を行っている。

○質問7 資料37～39ページ関連

支援を要する対象者（外国人、帰国者、出所者、犯罪被害者など）についての情報は、地域、行政機関、学校などに、どの程度共有しているのか。十分な共有をしながら、個人情報を守られるよう、見守りをする部署は決まっているのか。

○回答7

(国際課長)

支援を要する外国人についての情報は、住民基本台帳法に基づき、取り扱いは日本人と同様、居住する市町村において厳重に管理されている。外国人が生活する上で教育や福祉などの支援を要する場面では、法令に基づき必要最小限の情報について関係機関で共有・管理されているものと考えている。

(保健福祉課長)

刑務所を出所された方とか中国からの帰国者の個人情報の保護について、刑を終えて出所した人については、地域生活定着支援センターでサービス調整計画の調査計画を作成す

る段階で本人に承諾を得て、福祉事務所、受け入れ施設等との情報共有を図りながら、出所後の生活をコーディネートしている。

また、中国からの帰国者については、市町村が中心になっており、社会福祉事務所において対象者の状況を把握し、本人から相談を受ける中で、承諾を得て関係機関と情報共有している。

（くらし安心安全課長）

相談者を適切な支援に繋ぐためにも、本人の了解のもと、個人情報をも一定の元で共有することは重要と考えている。

○質問 8 資料 6 ページ関連

「現在の対応策」で私立の小中高に対する啓発・研修・相談・支援の現状はどのようになっているのか。（私立は人権教育課のサポートを受けられないため）

特に、あるゆる学校で課題となりうる「多様な性」の課題と「インターネットによる人権侵害」の課題について、また「いじめ問題対策」について、どのように進められているのか。

○回答 8

（人権教育課長）

県教委では、総合教育センターや人権教育課が実施している各種の人権教育担当者を対象とした研修講座について、私立の学校へも案内を送り、参加を促している。これらの研修講座は多様な性やインターネットによる人権侵害、いじめ問題対策等を個別の人権課題として説明し理解を図っているところである。

○質問 9 資料 1 4 ページ関連

「Ⅱ 子どもへの虐待の予防」で、妊娠をした高校生の出産や通学、休学、復学などをサポートする体制が現時点では用意されていないと考えられるが、今後この問題にどのように対処する予定があるか。

○回答 9

（人権教育課長）

在学中に妊娠した生徒への対応については、本年4月に文部科学省から通知があり、妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方と具体的な支援のあり方を各学校に通知をしているところである。

時間の関係もあり全てを申し上げることはできないが、学業の継続に向けた対応としては、妊娠を理由に退学を申し出た場合でも、休学・転籍・転学等の学業を継続するための必要な情報提供を行うことなど、また、具体的な支援のあり方としては、養護教員やスクールカウンセラー等の支援に加え、身体活動を伴う教育活動については課題レポートの提出等で代替するなど、母体に影響を与えない対応をすることなどがある。

○質問 10 資料 18 ページ関連

「現在の対応策」の「1」で「フィルタリング設定に係る啓発に取り組む」とあるが、フィルタリングの設定で防げるトラブルは少ないため、この対応策では不十分であることが知られている。さらに、来年4月には、安全なサイトの情報（ホワイトリスト）を提供する業界団体の EMA が事業を終了するため、フィルタリングという仕組みが今以上に形だけのものになると考えられる。

そんな中で、「今後の取り組み方針」の「4」でどのような対策を考えているか。

○回答 10

（男女共同参画青少年課長）

この事業については、現事業者がキャリア等をふくめ他事業者への引き継ぎなども模索していると聞いているので、その動向を注視していきたいと考えている。仮にこのままこの仕組みがなくなるということであれば、フィルタリング設定時にこれまで安全と認定されていたアプリ等まで制限がかかり、利用者が個別に解除設定する必要が生じると聞いており、今まで以上に青少年や保護者へ安全な利用に対する自覚を促すとともに、知識・情報を提供する取り組みが必要になってくると考えている。

いずれにしても青少年インターネット環境整備法において、国、地方公共団体、事業者等それぞれにフィルタリングに関する責務や役割が求められており、連携しながら取り組みを進めていきたいと考えている。

○質問 11 資料 34 ページ関連

「現状と課題」の5行目「無料通信アプリ」は「無料通話アプリ」の間違いではないか。

○回答 11

（情報政策課長）

無料通信アプリという表記は第4次岡山県人権政策指針から記載をしているが、無料通話アプリとの呼び方が一般的になっているという認識もしており、次期指針を検討する際には、ご指摘いただいた内容を踏まえ、表現を改めたいと考えている。

○質問 12 資料 34 ページ関連

「現在の対応策」で「プロバイダーに対する削除要請」はどのような体制で行っているのか、東京の業者に依頼している内容を差し支えない範囲で教えていただきたい。

特にニュース報道などにより事件や事故が報じられた直後の「初動」について知りたい。
(炎上や風評被害の防止はスピードが鍵なので)

また、私立の小中高に関しても同様なのか伺いたい。

○回答 12

（人権教育課長）

県教委では、インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から児童生徒を守るため、いわゆる学校裏サイトや掲示板、ブログ等の検索・監視等の業務を東京に本社がある業者に委託をし、早期発見、早期対応に努めている。この業者には監視のみを委託してい

るため、プロバイダへの削除要請は県教委から依頼することになるが、原則として当事者が要請する方針としているサイトが多いため、運用としては削除要領を当事者に教示するという場合がほとんどである。また、初動対応については、いじめや命にかかわる恐れのあるような書き込みに対しては24時間体制での監視をお願いしており、さらに重大案件が発生した場合、通常の監視に加え、学校名や氏名などの複数のキーワードによる集中検索を一定期間実施し、早期に掴むようにしている。また監視の対象は公立学校のみで私立の小中高校は対象外となっている。

○質問13 資料35ページ関連

5月にWHOが「ゲーム障害」を「疾病」として認定する方向であると報じられ、若年のスマホ所持のリスクが医学的にも認められつつある現状の中で、「今後の取組方針」のところで、持たせる場合の対策ではなく、「スマホは必ずしも持つ必要があるわけではない」とか「依存のリスク」など、そもそも青少年がスマホを「持たない」という方向の啓発などをしていく予定はあるのか、今後の方針について伺いたい。

○回答13

(人権教育課長)

青少年がスマホを持たないという方向性ではなく、安全安心の環境の中でスマホ・ネットを活用していくという方向に基づき、今年度もスマホサミットを開催し、児童生徒の主体的な取り組みの推進を図っている。また、新たに保護者向けに時間制限フィルタリングに係る啓発チラシを配布し各家庭に適正な利用について啓発するなどの取り組みをしている。

(行政説明後の質疑・応答)

(〇〇委員)

国レベルの施策が進まないときに県や市町村が先に条例という形で施策を進めることがある。例えば、国連では手話は言語のひとつであると認定しているが、国は手話言語に関する法律を策定していない。他県では鳥取県がいち早く条例を策定し、岡山県内では高梁市が条例を定め、岡山市も最近定めた。なぜ、岡山県では手話条例の策定が進まないのか。

(障害福祉課総括参事)

手話言語条例についてであるが、岡山県も手話は言語の一つだと考えている。県では、平成12年に福祉のまちづくり条例を策定し、心のバリアフリー、情報のバリアフリー、物のバリアフリーという三つのバリアフリーを進めており、この中の情報のバリアフリーを進める中で、手話通訳者や要約筆記者の育成に取り組んでいる。県としては、手話言語に関して、改めて条例をつくるのではなく、この福祉のまちづくり条例の中で、取り組んで行こうと考えている。

(〇〇委員)

手話について、国がなかなか前に進んでいない状況で、国に先駆けて県でやることはな

いのかということを知っているのではないかと。

(障害福祉課総括参事)

鳥取県を初め多くの都道府県で手話言語条例を策定しており、県内でも高梁市や岡山市が、手話言語に関する条例を策定しているが、県としては、手話言語に関しては、今ある、福祉のまちづくり条例において、取り組んでいるところであり、手話言語に関する条例については、今後、国や他県の動向を見ていきたい。

(〇〇委員)

LGBTI (セクシュアルマイノリティ) について。同性愛者の同性婚が認められる国が増えてきているが、日本は認めていない。世田谷区・渋谷区・宝塚市・那覇市・札幌市など区とか市町村で条例という形でパートナーシップ認証が進み始めているが、県レベルではどこまで検討しているのか。

(人権施策推進課長)

県においては、セクシュアルマイノリティについて当面啓発をしていき理解を深めていくことを進めていく。実際パートナーシップ協定については市町村がどうするかということである。

(〇〇委員)

憲法26条で国民は全て学ぶ権利があると謳われているにも関わらず、夜間中学に対する行政のバックアップが進んでいない現状だ。岡山でもテレビや新聞で「岡山自主夜間中学校」の取り組みが報道され、注目されている。2016年12月に公布された「教育機会確保法」に基づく基本指針では各都道府県に少なくとも一つは公立夜間中学校を設置するよう求めている。岡山県ではどのように考えているのか。

(人権教育課長)

夜間中学の話は国の方から作るようにという話が地方に来ている。夜間中学は、戦後の混乱により中学を卒業していない方のための中学として発足したが、今は学校に通学していなかった不登校の子の学び直しの場合であることや外国人も対応ができるのではないかとということで、需要が急速に増えてきていると聞いている。

県としては、今そういうものがどうかという検討組織を作って研究をしているところである。どういう需要があるのかが重要であり、学校教育として対応するのか生涯学習として対応するのがいいのか。それから高校に入学したいという人には夜間中学という選択肢もあるが、中卒認定試験という選択肢もある。中学校の卒業資格を取れば高校の入学資格もできる。いろいろな課題があるので先ほどの検討組織の中で検討して結論を出すことになると思う。

(〇〇委員)

今年度、この審議会委員の女性比率は60%になった。性の平等から言えば、どちらかの性が4割を下回らないような配分をすることが大切。人選に良識を感じた。審議会委員の女性比率は数値目標に近づいてきたものの、議員や管理職の女性比率はまだまだ低い状

態。クオータ制の導入をどう進めるか、具体的な計画や目標があると思うがそのあたりどうか。

(男女共同参画青少年課長)

平成28～32年までを計画期間とするおかやまウィズプランの中で、県の審議会等委員の女性比率を策定時36.7%（平成26年度）だったものを40%にあげるという目標を掲げている。平成28年度は下がって35.7%となり、男女共同参画審議会でお叱りを受け、各部局にお願いしている。管理職の女性比率についても同じくウィズプランの中で一般職公務員（課長級以上）、県と市町村合わせたものだが、策定時の10.7%を13%にあげるという計画を作っており、29年4月の時点で12.2%という状況である。それから教育職の公務員21.4%を25%にあげるということで29年4月の段階で22.4%となっている。それから民間企業の管理職、係長級以上だが、18.2%を25%に上げるということになっているが、現況値27年度は17.5%となっている。引き続き協力を依頼していきたいと思っている。

(〇〇委員)

障害者差別解消法の中で「合理的配慮」が謳われているが、国立大学（独立行政法人）と私立大学とで大きな差がある。就学支援に関する合理的配慮について、私立大学では努力義務となっているので進まず、家族にとって大きな負担になっている。

(障害福祉課総括参事)

障害者差別解消法の合理的配慮については、国や地方公共団体は義務となっているが、民間は努力義務となっている。私立大学の就学支援に関する合理的配慮については、法律で努力義務とされているところであり、国の制度の中でどう補完していくのか県としても見守っているところである。

(〇〇委員)

青少年の現状について、例えばいろいろな新聞報道で、8月末頃の報道ですが、厚生労働省の調査が5年ぶりに行われて、中高生がスマホ・ネットに依存する割合が増えていて、14%くらいの中高生が依存をしている可能性があるということ、また5年前に比べて中学生の依存者の増加率が非常に高いということが報道されている。

毎年警察庁が発表している犯罪の統計によれば、18歳未満の児童がネットやスマホをきっかけに犯罪の被害者になる件数が年々増えており、いま全国で1800人位だと思う。先日行われたスマホサミットで、竹内先生が岡山県の中高生のスマホネット利用時間は、全国平均より高めであるとの現状が調査報告されていた。そういう現状の中で、スマホ・ネット問題総合対策を推進しているわけだが、結局それは追いついていないのかなと思う。と言うことは今のペースで対策をしていってもトラブルや被害が増える一方ではないかと懸念している。

スマホを所持する中学生はここ数年で増えて、今は小学生もスマホを持っている子が増えている。例えば、3Dsのゲーム機でアダルト動画を見る小学生がいたりとかインター

ネットを長時間利用してしまったりとか、また今は乳幼児や小学校低学年でも依存が増えているということで、先ほど早期対策と言うことを言われたが、現状を後から追いかけているようでは増える一方だと思う。このペース以上に何か新しい対策をとろうという考えとか方針とか何かあれば教えていただきたい。

(人権教育課長)

スマホに関しては小学校中学校とも所持率が増加傾向にあるということで、対策が必要だという認識は十分持っている。今の子ども達にとって、スマホがこれから先無くならない、上手につきあっていかなければいけないものではないかという考え方もあると思う。よって排除するのではなく、やはり上手な付き合い方を考えようということ、今対策としてやっており、現状に追いついていないのではないかという厳しいご指摘でしたが、先ほどの説明の中でスマホとの上手な付き合い方を考えようというものをこの3月に作成し、こういったものを活用しながらスマホの付き合い方について児童生徒に教育を進めているところである。

今、いただいたご意見も参考にしながらどういった取り組みが今後のためになるのかも含めて今後検討していきたいと考えている。

(男女共同参画青少年課長)

いろいろと進化していく中でそれを追いかけていくというところでなかなか前に進めていけないというところはあるのかなと思っている。

いま教育委員会の方で家庭でスマホ利用のルール作りを進めているということで、これについては親の理解も得られて進んでいると思っている。そのソフト面を担保するためのハード面ということで、フィルタリングというものが理解されていくのがいいのかなと思っている。また、そういったことを保護者に理解していただく取り組みも必要。合わせて使用時間を制限するというフィルタリングもあるので、そういったものを有害情報のフィルタリングと合わせて理解していただいて、スマホ依存が減少したり、勉強時間が確保できるという意味で保護者の理解が進むのであれば使う時間も減ってリスクもいくらかは減るといったところも合わせて考えていきたいと思っている。

(〇〇委員)

小中学生高校生の事例をみると、持つからトラブルになる。スマホサミットに出てくる生徒会の子のように上手に使いこなせる子もいる。どの子どもに聞いても自分たちは上手につきあっていこうと思うけど、学校全体に周知するのはなかなか骨が折れるという。それは、持てば依存してしまう子が1～2割位いるからだ。

そういう人に意志が弱いからだとか、家庭がしっかりしていないからだとか、責任をその本人たちに押しつけてしまうのは残念だと思う。今はこれも病気だということで、依存症のための外来もある。WHOの研究でも、本人の意志が弱いからではなくて周りがサポートしなければいけないというようになってきている中で、依存した人やインターネットを利用しすぎてしまう人は本人が悪いとしてしまうのは、本当にすごく残念だし憤りを感じ

じている。とはいえ県レベルでできることには限界があるのもよく分かっている。なかなか難しいとは思いますがトラブルは今後も増えるのではないかと思う。

幼稚園や保育園とかこども園の頃から啓発活動をしていくということは県レベルでもできると思うので、できるだけいろいろな場所でいろいろな形での啓発活動を続けていただければと思う。

(〇〇委員)

今予防のことを話されていて、すごく重要で、小学校の子どもの話が出ていたが、韓国では幼稚園でスマホ依存にならないような教育がされている。就学前の子どもからターゲットにしていく必要があるかなということが一点です。

それからもう一つは依存症になってしまった子ども達への対応として、今日本では病院が対応しているが、ソウル市では市がいくつかのセンターを作って医療的な対応というよりは心理的あるいは福祉的な対応で子ども達の依存症を治している。そういう先進的な事例もあるので、予防ももちろん重要だが依存症になってしまった子ども達への対応センターみたいなもの、新たに作らなくてもいいが、既存のセンターでそういうプログラムを行なったらいと思うので、そういうことも念頭に検討したらいいと思う。

(健康推進課長)

依存症の治療について現状をお話しさせていただく。県の精神科医療センターで薬物・ギャンブルと合わせてネット依存の対応も、数年前からモデル的に全国の治療に先駆けて進めている。病院に行く人は氷山の一角で、精神保健福祉センターに依存で困っている人の相談窓口を設け、県下の保健所や支所でも相談を受けられる体制がある。

ネット依存についてはWHOでは認められているが、国内ではネット依存という病名はまだ認められておらず、今検討されている段階と聞いている。学校と医療をつなぐ橋渡しは必要になってくると思っている。

乳幼児期のネット依存については、子どもにスマホの漫画などを見させて育児をしている現状があることは認識している。

乳幼児検診の場では、市町村の保健師などが、親に対して、子ども達へ関わりや話しかけをするよう働きかけを行っている。

(〇〇委員)

教育・医療・家庭教育の面を総合的に考えていかないと、この問題は片付かない。私は学校支援で関わっている中学校があるのだが、初めはスマホ・携帯電話について抵抗があったが、今では子ども達の方が主体になって全校一致でやっている。だからそこへ仕向けることが学校現場では大切だと思う。岡山県下では私が関わっている学校以外でもやっているところはたくさんある。そういう事例を県全体に周知したらどうか。

(〇〇委員)

26ページの外国人の分野で、自然災害発生時の外国人対応ということで、全国各地で大規模な自然災害が発生したときに例えば北海道の地震、大阪の水害そういったときに在留外国人が言葉の壁で適切な援助が受けられないで右往左往したという情報が入ってき

た。岡山県でも想定外の甚大な被害を起こした豪雨災害で、このとき本当に適切な外国人への対応ができたかどうかということも問われると思うが、国際課ではすでに外国人住民のための防災ガイドブックを5言語で作成して配付もしていることは大変すばらしいと思う。今後大規模な災害が発生したときに、その対応拠点として岡山国際交流センターの中に外国人のための多言語対応センターのような施設を開設するという話も聞いているが、その展望と進捗状況を教えていただきたい。

(国際課長)

自然災害発生時の外国人支援についてだが、大規模災害時に外国人の支援を行う「県災害時多言語支援センター」の設置準備を行っている。岡山国際交流センター内に設置することとしており、運営マニュアル等を整備したところである。市町村との連絡調整を経て、実際、災害発生時に県と国際交流協会が設置を決定すれば、設置可能であるという状況である。具体的には、外国人への情報提供、実態把握等を行う中で、岡山国際交流センターは災害拠点になっていないが、大きな地震等で外国人が助けを求めて訪れたときは、一時的な避難所としても受け入れる。こうした多言語による支援の精度を上げるため、研修等を行いながら今後備えていく。さらに、この7月豪雨災害で見えてきた外国人への多言語による情報提供については、事後に行うだけではなく、行政として必要な情報はある程度想定できるので、各市町村と連携して事前に翻訳しておき、それを各外国人にどのように伝達していくかという検討も行っていきたいと考えている。

(〇〇委員)

HIV・エイズ感染者のことだが、グラフを見ると平成29年度に新たに判明した患者が県内22名と平成22年に続いて過去最高だが、早期発見早期治療ができていない状況が分かる。検査を受ける人が減ってきているのは由々しき状況。先ほど今後焦点をMSMの方々に絞って対策を行うと説明があったのはこういった状況を打破するにはとてもいい方法だと思う。

MSMの方々、当事者の方々との協働というのはどのような状況で行っているのか。

(健康推進課長)

MSM対策については、県内のMSMの方が行かれる場所にチラシを重点的に置かせてもらっている。大阪や愛媛に全国で活動されている団体があり、そこに相談し啓発資料を作成している。もんげ一性病検査ということで一律1000円の検査を実施している。また、皆さんが受けやすい体制を作ることが大切で、身近なクリニックを6医療機関に拡大し、心配な方は受けていただけるよう体制強化を進めているところである。

※ MSM =Men who have Sex with Men

(〇〇委員)

大阪の保健所にいるときに、MSMの方々、そういう団体もありましたので、そことしっかりと意見交換しながら、そういうサービスを必要とされる当事者の意見を元に対策を取っていくことがとても大事だと感じていたので、そういう方向で検討して欲しいと思う。

(〇〇委員)

様々な意見が出ましたが、事務局に置かれては今の発言の内容をまとめてご活用いただければありがたいと思う。

(3) その他

～資料に基づき、人権施策推進課長から説明～

(〇〇委員)

委員の皆様方には長時間にわたり熱心にご審議いただき感謝する。

以上で本日の審議を終了する。